合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月二十九日
掲載頁　一六七頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月二十九日
掲載頁　一五九頁（号外第一六六号）

平成二十三年八月八日
兵庫県宝塚市御殿山二丁目六番一五号
（甲）株式会社孝兄社
代表取締役　髙松　孝之
京都市伏見区京町四―一五三―三
（乙）株式会社たかまつ屋
代表取締役　髙松　英之

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により第一三共株式会社（乙、住所東京都中央区日本橋本町三丁目五番一号）が営む医薬品の試験研究（ＨＴＳ関連、天然物関連、遺伝子蛋白質関連、分析及び合成に限る）に係る事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、当社は、会社法第七九六条第三項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十七日
掲載頁　一七一頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十七日
掲載頁　二七七頁（号外第一三六号）

平成二十三年八月八日
東京都新宿区新宿一丁目一番一一号
ノハラスチール株式会社
代表取締役　川端　英之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社木京屋とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年八月八日
名古屋市東区筒井三丁目二八番三二号
合名会社木京屋商店
社員　神戸　満

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年八月八日
福岡県福岡市中央区高砂二丁目一四番一三―二〇一号　合資会社倉掛醤油醸造元
代表社員　倉掛　純子

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

当社（甲）は、吸収分割により野原産業株式会社（乙、住所東京都新宿区新宿一丁目一番一一号）の鉄筋工事請負に係わる事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は会社法第七八四条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十七日
掲載頁　一七一頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十七日
掲載頁　二七七頁（号外第一三六号）

平成二十三年八月八日
東京都新宿区新宿一丁目一番一一号
ノハラスチール株式会社
代表取締役　川端　英之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社木京屋とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年八月八日
名古屋市東区筒井三丁目二八番三二号
合名会社木京屋商店
社員　神戸　満

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年八月八日
福岡県福岡市中央区高砂二丁目一四番一三―二〇一号　合資会社倉掛醤油醸造元
代表社員　倉掛　純子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百六十五万円減少し六十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年八月八日
北海道富良野市字西達布市街地
農業生産法人合同会社北翔園
代表社員　浅野　健治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金九億二千九百九十一万四千五百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月二十五日
掲載頁　八十六頁（号外第一〇七号）

平成二十三年八月八日
東京都中央区京橋二丁目八番一五号
ニックス株式会社
代表取締役　西澤　秀記

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千二百二十五万五千円、資本準備金の額を一億二百二十五万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年九月十日であり、株主総会の承認決議は、平成二十三年七月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月十三日
掲載頁　九十三頁（号外第九十八号）

平成二十三年八月八日
札幌市中央区南六条西五丁目三番地二
株式会社Ｍ＆Ｓスパ・プロジェクト
代表取締役　澤田　之孝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億円、資本準備金の額を十六億四千三百八十八万一千七十四円減少しそれぞれ四億八千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は、平成二十三年九月九日であり、株主総会の決議は、平成二十三年九月八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年三月二十八日
掲載頁　一二五頁（号外第六十一号）

平成二十三年八月八日
神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目七番地
鶴見曹達株式会社
代表取締役　服部　宗司

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年八月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年八月八日
秋田県秋田市御所野湯本四丁目二番三号
株式会社ＵＭＮファーマ
代表取締役　金指　秀一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年八月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年八月八日
神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目七番地
鶴見曹達株式会社
代表取締役　服部　宗司

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年八月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年八月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年八月八日
神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号
ダブル・スコープ株式会社
代表取締役　崔　元根

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年八月二十五日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十三年八月八日
石川県小松市日の出町三丁目六二番地
有限会社ワイ・エム・ジィ
代表取締役　山口　恵子